

令和5（2023）年度に向けた政策・制度要請書

貴職におかれましては、県民の安心・安全を守るためご尽力されておりますことに心から感謝申し上げますとともに深く敬意を表します。

当協議会の構成団体である連合和歌山・和歌山県地評の両労働団体とともに労働者福祉事業団体である、近畿労働金庫、こくみん共済 coop（全労済）及び県生協連合会の取り組みに対しまして、ご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、令和2年度より毎年労働相談事業を受託させていただいており、県民のみなさまにご利用いただいているところです。本事業に対しましてもご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当協議会は、全国の働く仲間とともに「連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくろう」との理念を掲げ、働く人たちが安心して豊かに暮らせる社会をめざした活動を続けています。

新型コロナウイルス感染症拡大による雇用不安・格差拡大や大規模な自然災害などで働く人たちの不安が広がる中、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない社会」という観点から「助け合い・支え合う」共助の社会をより確かなものとするため、県内労働者及び地域住民の生活改善に関わる諸点について、以下のとおり要請します。

要 請 事 項

1. 令和5年度予算に関して

(1) 和歌山県労働者福祉協議会への活動支援について

県におかれましては、当協議会が県内で働く人たちのために実施する公益事業や県内の労働者の祭典であるメーデーの開催に対して、継続的な助成をいただいていることに心から感謝します。引き続き、労働者の福祉向上に向け助成いただくとともに各種事業に対して後援名義や広報協力などでご支援いただきたい。

2. 協同組合の促進・支援

(1) 労働者協同組合について

労働者協同組合法の成立は、持続可能な社会づくりに向け、大きな期待が寄せられています。県においても、労働者協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、市町村と連携し労働者協同組合の社会的役割や仕

組みについて広く県民に周知されたい。

(2) 労働者福祉事業からの要望として

① 近畿労働金庫和歌山地区

近畿労働金庫和歌山地区では、金融事業を通じて働く人たちへの「生活応援運動」を展開しており、若い世代を中心に将来を見据えた資産形成（積立預金、つみたてNISA、iDeCo等）のアドバイスをおこなっています。

また、昨今、スマホだけで簡単にローンを組むことができ、お金を借り過ぎてしまい返済ができなくなるマネートラブルも増加しています。労働金庫としても労働組合や生協と連携し、「資産形成のアドバイス」や「多重債務」など、働く人たちへの消費者教育を継続して実施していますが、県として、金融教育を通じて将来のライフプランや目的に合わせた資産形成の活用方法やネット環境の正しい利用方法などについて、教育現場や県内各事業所で広く啓発されたい。

② こくみん共済 coop 和歌山推進本部

ア. 子どもの健全育成の取り組みについて

こくみん共済 coop では、共済の普及促進とあわせ、交通事故抑制や健康増進の取り組みにより、子どもの健全育成を進めています。本年度につきましても、以下の取り組みへの支援・協力されたい。

(ア) 「7才の交通安全プロジェクト」横断旗の寄贈

小学校に上がり行動範囲が広がる7才児は、大人よりも目線が低く、まだ十分に注意力が育まれていないために、歩行中の交通事故による死傷者数が突出して多いというデータがあります（公益財団法人交通事故総合分析センター調べ）。

こくみん共済 coop では、このデータに着目し、未来ある子どもたちを交通事故から守るため、「マイカー共済」の見積り1件につき1本の横断旗を寄贈する取り組みを行っています。

昨年、一昨年と和歌山県を通じて「和歌山県交通指導員会連絡協議会」「和歌山県交通安全母の会連絡協議会」の2団体に横断旗を寄贈することができました。本年度も引き続き、これら関係団体との連携について協力されたい。

(イ) 「こどもの成長応援プロジェクト」なわとび・長なわの寄贈

子どもたちの成長に関する社会課題の一つに「子どもたちの体力の二極化」があります。スポーツ庁の調査によると、部活動やスポーツクラブで運動をしている子/いない子の体力の差が広がってきていることが指摘されています。また、近年の子どもたちの運動機会は減少

傾向にあり、新型コロナウイルスの影響によりその傾向がさらに加速しています。

こくみん共済 coop では、子どもの体力低下に着目し、子どもたちの心身の健康を育むため、「こくみん共済・こども保障タイプ」への加入1件につき1本のなわとび・長なわを寄贈する取り組みを行っています。少しでも多くの子どもたちの体力向上に寄与できるよう、小学校など地域への寄贈に向け協力されたい。

イ. 自転車損害賠償保険等の加入義務化について

和歌山県においては、2019年4月1日に「和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例」が施行され、同年10月1日から自転車損害賠償保険等の加入が努力義務化されました。

自転車損害賠償保険等への加入率については、全国で6割を超えるなど増加傾向にありますが、和歌山県下の加入率は約53%であり、未だ十分に加入促進がはかられていない状況にあるといえます(損保会社調べ:令和3年3月)。また、全国的には加入を義務化する動きが広がっており、令和4年4月1日現在、30都道府県で加入を義務づける条例が制定されています。

こうした状況に鑑み、更なる自転車損害賠償保険等への加入促進に向けて、加入の努力義務から一段進めた「加入義務化」に向け引き続き検討されたい。

ウ. 「自賠責保険(共済)」の加入促進について

「自賠責保険(共済)」は、自動車損害賠償保障法によって、基本的な対人賠償の確保を目的に原動機付自転車(原付バイク)を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。

しかしながら、車検制度がない排気量250cc以下の自動二輪や原付バイクにおいては、継続手続き漏れ(忘れ)が発生する可能性があることから、こくみん共済 coop では有効期限の確認を呼びかけるとともに、推進活動を展開しています。

未加入車両の撲滅に向けて、県民への啓発活動等、引き続き協力されたい。

3. 平時における防災・減災対策の強化

頻発する自然災害に備え、災害からの暮らし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社会福祉協議会・NPO等、民間の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくり(特別会計・基金等)を検討されたい。

4. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

(1) 奨学金制度等の拡充

政府の「教育未来創造会議」は5月に取りまとめた提言の着実な実行に向けた工程表を公表しました。その中に、返済不要な給付型奨学金について、2024年度から中間所得者にも拡大することが明記されました。県の制度では返済が必要（一部給付型）となっており、利用者の中には経済的な理由から返済に苦慮されている方もいます。県は、国の奨学金制度を補う観点から、県独自の給付型奨学金制度の創設を検討されたい。

(2) 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応

- ① 物価高騰のおり、セーフティネットを支える生活保護基準を抜本的に見直し、健康で文化的な生活を営むことを保証する水準に引き上げるよう、国に働きかけるとともに、県としても検討されたい。
- ② 世界的な気候変動により、特に夏の猛暑ではエアコンのない室内で熱中症により死亡するケースが後をたたず、生活保護受給者にとっても死活問題となっております。よって、生活保護世帯にエアコンを設置するための施策を検討されたい。
- ③ 生活保護受給者は、自家用車の所有や使用が制限され、そのことが生活保護申請のネックとなっております。公共交通機関が脆弱な和歌山県内において自家用車の使用は生活をするうえで必要不可欠であり、生活保護法が求める「利用しうる資産、能力その他あらゆるものを（中略）活用すること」にも合致するものです。自家用車の所有や使用を全面的に認め、自立を支援するよう、県として施策を検討されたい。

5. 消費者政策の充実

(1) カスタマーハラスメントへの対応

一部の消費者による過剰な要求・暴言・暴力等は、働く人たちの職場環境を壊しかねません。本年2月に厚労省は「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を公表しましたが、本マニュアルについては、企業の自主的な活用にゆだねるのみではなく、特に周知活動について、県として労働セミナー等を通じて積極的に対応されたい。

(2) 消費者被害の防止

反社会的な集団からの寄付強要や靈感商法等による被害が注目されています。よって、成人年齢引き下げや消費者契約法改正にともなう消費者への情報提供など、県内での事例や被害実態を公表するなどにより、未然防止に努められたい。

(3) 地方消費者行政の充実・強化

「地方消費者行政強化交付」の予算や消費者行政担当職員を確実に確保しICT（情報通信技術）の活用・デジタル化も想定しながら、市町村と二人三脚で消費者行政の充実・強化をはかられたい。特に消費者相談員の育成・確保の対策を重点課題とし、引き続き取り組みを進められたい。

(4) 地域における消費者教育の推進

国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の見直しの検討を踏まえ、和歌山県でも地域での取り組みを支援し、消費者市民社会の形成に進める施策の充実と強化を進められたい。

6. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 余暇活用

コロナ禍で行動が制限された働く人たちの余暇活用をすすめるため、県内労働者が有給休暇等を効果的に活用し、リーズナブルに家族でリフレッシュできる施策を検討されたい。

(2) ワークルール検定（日本ワークルール検定協会）の受検促進

本検定については、開催ごとに県のご後援を賜り厚くお礼申し上げます。ワークルールの理解不足による労使間でのトラブル防止や労働環境の安定をはかるため、当協議会は、県内労働者に広く受検を呼びかけているところですが、県としても昨年に引き続き、事業主や管理職層にも受検促進される取り組みを推進されたい。

以 上